

答申第 687 号

平成 30 年 7 月 11 日

神奈川県公安委員会
委員長 岩澤 啓子 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 11 月 20 日付けで諮問された特定地域への警察官派遣に関する文書
非公開の件（諮問第 775 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定地域への警察官派遣に関する文書を非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年5月31日付けで、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、特定期間に特定地域に派遣された（以下「本派遣」という。）職員の旅行命令簿・旅費請求書、当該職員の出張報告書（以下「本件出張報告書」という。）及び本派遣の部隊責任者が作成した派遣に関わる報告書（以下「本件部隊責任者報告書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、警察本部長は、平成29年6月12日付けで、本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年7月11日付けで、本派遣により派遣された職員の本派遣に係る旅行命令簿（以下「本件旅行命令簿」という。）を対象文書として特定の上、そのすべてについて、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するとして条例第5条第6号を理由に、本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書については、作成していないことから不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年10月6日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに条例第20条第3項に基づき提出した意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例の趣旨について

条例第1条の趣旨に則り、実施機関の名誉にかけて、本件行政文書を公開すべきである。

(2) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件旅行命令簿について、個人情報が開示できないことは理解できるが、書式を含めたその一切の内容を非公開とすることについて、実施機関は十分な説明をしていない。

イ 実施機関が条例第5条第6号に該当するとして非公開とした理由は、審査請求人等を犯罪者予備集団や公共の安全と秩序を壊す者と決めつけており、第三者による犯罪を想定しているとは思えない。同号の文言を拡大解釈し、恣意的に適用し、非公開の理由とすることは不相当であり、同号は極めて限定的に解釈されるべきである。

ウ 本派遣の警備対象事由については、本件請求時にあっては既に存在していないため、今後、特定地域において警備犯罪は起こりようがなく、将来想定される警備犯罪の予防に支障を来すため、本件旅行命令簿が条例第5条第6号に該当するという実施機関の説明は、論理的に破綻しており、著しく客観性・合理性に欠ける。

エ 防衛省にあっては、自衛隊による特定PKOについて、派遣期間、派遣規模、派遣部隊の構成等を含めた活動報告を自らのホームページにおいて掲載しており、かかる活動が本派遣における活動より危険であることにかんがみても、本件旅行命令簿を非公開とする理由はない。

(3) 条例第6条該当性について

本件旅行命令簿について、その書式まで一切非公開とすることは理解できない。条例第6条の趣旨に従い、個人情報や部隊派遣規模につながる部分を非公開とし、その余は公開すべきである。

(4) 条例第7条該当性について

本派遣により派遣された職員は、公衆から見える場所で活動していること、また、新聞報道などにより派遣人員・規模は、一般的に公知となっていることから、正式な派遣人数は、犯罪の予防を理由として公開を拒むほどの秘匿性の高い情報ではないと考えることが合理的であり、非公開とし

た場合に得られる犯罪予防という利益より、情報公開に後ろ向きだと社会的な指摘を実施機関が受ける不利益の方が大きいと考えられる。

よって、本件出張命令簿については、条例第5条第6号に該当する場合でも、公益上特に必要がある場合として、条例第7条により公開すべきである。

(5) 本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書の不存在について

ア 出張命令がなければ職場を移動しての勤務は許可されず、いずれの書式であっても復命書や報告書がなければ、その間の給与が支払われないというのが、今日の社会における組織行動の常識的な通念である。

派遣された職員個人の報告書もなく、部隊責任者の報告すらない出張は、カラ出張とみなされても仕方がないものであり、実施機関がそのような違法なことをしているとは思えない。

イ 本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書の具体的名称が、本件請求時に審査請求人が示した文書名と異なっていることを理由に不存在としたのであれば、本件請求時、審査請求時又はこれらの過程のどこかで補正を求め、審査請求人に特定させることが実施機関には必要であった。

本件請求時に審査請求人が示した文書名と本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書の具体的名称が異なっているとして、実施機関が不存在としたのであれば、現在からでも精査すべきである。

ウ 報告・連絡・相談を尊ぶ警察組織内において、出張命令に基づき長期間の任務を果たした職員が、帰任報告に関する書類の提出を求められていないということは考えられない。

エ 本件請求とは別の公開請求で交付を受けた文書（以下「別件文書」という。）の内容にかんがみれば、本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書は別件文書の作成の基になる資料と考えられることから、本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書は存在するはずである。

(6) その他

特定地域の活動において、本派遣により派遣された職員は、依頼元の指揮命令下にあったとはいえ、実施機関が、派遣された部隊責任者からの報

告や復命を求めているとは考えられない。このような組織運用はあってはならず、組織統括の責任が問われかねないものである。

実施機関は、本派遣について、最終的な総括を県知事、県議会そして県民に説明することが当然の責務である。

4 実施機関（警察本部警備部警備課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項に基づき提出した意見書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 本派遣について

本件請求内容は、平成28年7月以降本件請求時までの本派遣に関する文書であるところ、本派遣は、警察法第60条第1項に基づく依頼元から実施機関に対し援助の要求がなされた各種警備事象への対応である。

そして、警備実施は、警備犯罪、災害又は雑踏事故が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、部隊の運用を伴う警察活動により、個人の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序の維持を目的としており、実施機関においては、警備事案の性格、規模、態様、期間その他社会的影響等について総合的に判断して行っているものである。

(2) 条例第5条第6号該当性について

本件旅行命令簿は、次のとおり、公開することにより犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第6号に該当する。

ア 旅行命令簿は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、旅行命令を発し又は変更する際に、定められた様式に従い記載又は記録するものであり、旅行命令発令の際、旅行者個人ごとに作成するものである。

そのため、記載内容をすべて非公開として様式部分のみを公開したとしても、作成枚数が明らかとなり、派遣人員をはじめとした派遣規模等を推測されるおそれがある。

これにより、依頼元から援助の要求を受けた実施機関の派遣規模等から、同じく援助の要求を受けた各都道府県警察の派遣規模等が推測されるおそれがあり、また、他の都道府県に同様の公開請求を行い、派遣規

模等を推測される文書が公開されると、本県の情報と合わせることで特定地域における警備態勢が推測されるおそれがある。

かかる場合、今後行われる同様の派遣実施時における警備態勢が推測されることとなり、警備犯罪を敢行しようとする者の犯行を容易にするおそれがあると言える。

よって、本件旅行命令簿は、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第6号に該当する。

イ また、派遣規模等から実施機関の警備態勢が推測されることにより、同様の派遣実施時に、県内において警備態勢の間隙を突く等、今後、警備犯罪を敢行しようとする者の犯行を容易にするおそれもあり、この点においても、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、本件旅行命令簿は、条例第5条第6号に該当する。

(3) 本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書の不存在について

実施機関においては、依頼元から援助の要求により他都道府県への派遣に従事した職員に対して個別に報告書等の作成を求めているが、これを義務付ける法令、規程等はない。

本派遣においては、実施機関内での報告のために各日の部隊活動について、派遣先で活動した職員から電話連絡により報告を受け、その内容について特別派遣日報（以下「日報」という。）を作成していた。

そのため、日報の内容をもって業務上必要な情報は把握でき、本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書が存在しないことにより、業務上の支障も生じないことから、重ねて本派遣に従事した部隊責任者及び職員に報告書の作成を求めている。

また、依頼元から援助の要求により他の都道府県に派遣された時は、依頼元の管理の下に活動することになるが、実施機関は、本派遣の依頼元において作成された報告書等についても取得していない。

このことから、審査請求人が存在するはずであると主張する本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書は不存在である。

なお、日報については、審査請求人から平成29年3月28日付けで、公開請求を受け、同年5月24日付けでその一部を公開する諾否決定を行い、

同月 31 日に交付済みであるところ、審査請求人は日報の交付を受けた上で改めて本件請求を行っているため、実施機関においては、日報には当たらない部隊責任者が作成した報告書及び職員個人が作成した報告書を対象文書として本件請求が行われたものと判断し、本件処分にあつては、日報を本件請求の対象文書とはしていないものである。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第 5 条第 6 号該当性について

ア 条例第 5 条第 6 号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができるとしている。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件旅行命令簿の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか、以下、検討する。

イ 当審査会が確認したところ、本件旅行命令簿は、官職、氏名、用務、旅行期間等を記載の上、本派遣に係る旅行命令を受けた職員ごとに作成されたものであり、原則として 1 旅行者につき 1 葉作成されるものと認められる。

ウ したがって、本件旅行命令簿の記載内容をすべて非公開とし様式部分のみを公開したとしても、その作成枚数が明らかとなり、その結果、特定地域に派遣した職員の延べ人数をはじめとした派遣規模等を推測されるおそれがあると認められる。

エ とすると、実施機関が説明するとおり、依頼元から援助の要求を受けた実施機関の派遣規模等から、同じく援助の要求を受けた各都道府県警察の派遣規模等が推測されるおそれがあり、また、他の都道府県に同様の公開請求を行い、派遣規模等を推測される文書が公開されると、本県の情報と合わせることで特定地域における警備態勢が推測されるおそれ

があり、かかる場合にあっては、今後行われる同様の派遣実施時における警備態勢が推測され、警備犯罪を敢行しようとする者の犯行を容易にするおそれがあると認められる。

オ よって、本件旅行命令簿は、これを公開することにより、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められることから、条例第5条第6号に該当すると判断する。

カ なお、審査請求人は、この点について、前記3(2)エのとおり、本派遣における活動より危険な自衛隊による特定PKOが、防衛省のホームページにおいて派遣規模、派遣部隊の構成等を含め公表されていることをもって、本件旅行命令簿についても非公開とする理由がない旨主張するが、特定PKOの派遣規模、派遣部隊の構成等が同省のホームページにおいて公表されているのは、同省の判断によるものであって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づいて開示請求し、開示されたものでない以上、この点に関する審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 条例第6条該当性について

審査請求人は、本件旅行命令簿については、条例第6条の趣旨に従い、個人情報や派遣規模につながることを非公開とし、その余を公開すべきである旨主張するが、前記(1)ウのとおり、本件旅行命令簿の記載内容をすべて非公開とした上で交付したとしても、その作成枚数が明らかとなることにより、特定地域に派遣した職員の延べ人数をはじめとした派遣規模等を推測されるおそれがあると認められ、依然として前記(1)エに示したとおり、公開することにより、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、実施機関が条例第6条第1項の規定を適用せず、本件旅行命令簿の様式を含め、そのすべてについて公開を拒んだことは妥当であると判断する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件旅行命令簿に記載された情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(4) 本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書の存否について

審査請求人は、前記3(4)のとおり、本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書が存在するはずである旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関においては、依頼元からの援助の要求により他都道府県への派遣に従事した職員に対して個別に報告書等の作成を求めておらず、これを義務付けた法令、規程等は見当たらないこと、また、本派遣においては、実施機関内での報告のため、各日の部隊活動について、派遣先で活動した職員から電話連絡により報告を受け、その内容について日報を作成しているため、日報の内容をもって業務上必要な情報は把握でき、本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書が存在しないことにより、業務上の支障も生じないことから、重ねて本派遣に従事した部隊責任者及び職員に報告書の作

成を求めていること、さらに、依頼元からの援助の要求により他の都道府県に派遣されたときは、依頼元の管理の下に活動することになるが、本派遣において、依頼元において作成された報告書等についても取得していないことから、本件出張報告書及び本件部隊責任者報告書は不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらない。

(5) その他

審査請求人は、本派遣について、最終的な総括を県知事、県議会そして県民に説明することが当然の責務であると主張するが、当審査会は公開請求に係る諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、当該主張について意見を述べる立場にない。

また、審査請求人のその余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 11 月 20 日	○ 諮問
平成 30 年 4 月 26 日 (第 183 回部会)	○ 審議
5 月 21 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
5 月 25 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
5 月 29 日 (第 184 回部会)	○ 審議
6 月 26 日 (第 185 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 准 教 授	部 会 員
市 川 統 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元 同 志 社 大 学 大 学 院 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(平成 30 年 7 月 11 日現在) (五十音順)